

県有施設太陽光発電設備整備事業（PPA）（第2次）に係る企画提案方式 (プロポーザル方式)による公募について（公告）

次のとおり企画提案方式により受託者を公募します。

令和7年1月14日

香川県知事 池田豊人

1 公募に対する事項

- (1) 事業名 県有施設太陽光発電設備整備事業（PPA）（第2次）
- (2) 事業概要 別添仕様書（別紙1）のとおり

2 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とします。なお、グループの場合は、参加するすべての法人が(1)～(8)のすべてに該当するとともに、参加する法人のうちの1者以上が(9)に該当する者であることを条件とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者であること。なお、共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできないものとする。また、応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。
- (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (5) 日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。
- (6) 企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有する者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員でないこと。また、暴力団の構成員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (9) 平成31年4月1日以降に本業務に類する業務を履行した実績を有すること。ここでいう履行実績とは、オンラインPPA方式による太陽光発電設備設置事業に関する、民間も含めた採用実績（太陽光発電設備を設置し、その設備により発電した電気の供給が開始されたもの）を指す。また、本事業を実施する体制の中に、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士及び第一種、第二種又は第三種電気主任技術者を含んでいること。

3 応募方法

応募意思表明書及び応募資格要件に適合することを証明する書類（以下「応募意思表明書等」という。）を提出してください。

- (1) 香川県電子申請・届出システムによる提出物：ア、イについて、ウのURLから提出してください。提出にあたっては、紙の書類はパソコン等で確認可能な解像度でpdf化してください。

ア 応募意思表明書

イ 応募資格要件(9)の実績を示す書類

※環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用した、地方公共団体施設への太陽光発電設備設置事業(PPA)に関する実績がある場合は、当該事業に該当する旨を明記してください。

ウ 提出先

https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=8075

エ 受付期間：令和7年1月14日(火)から令和7年1月28日(火) 17:15まで

- (2) 持参又は郵送による提出物：アについて、「15 応募・照会先」に記載の宛先まで郵送又は持参により提出してください。【各1部 ※写し不可】

なお、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第180条第2項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている場合には提出不要とします。

ア 応募資格要件(1)～(8)に適合することを証明する書類

① 法人概要

企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数等を網羅したもの。A4判縦であれば書式は自由。また、これらの内容を含むパンフレット等による代用も可とします。

② 納税証明書

次の項目について、発行後3か月以内のもの

・国税：納税証明書その3の3

・県税：県税にかかる徴収金について未納の徴収金がない旨の納税証明書

（香川県内に事業所がない法人は、本店所在地の都道府県における都道府県税にかかる徴収金について未納がないことを証明する納税証明書）

③ 登記事項証明書

次の項目について、発行後3か月以内のもの

・全部事項証明書の「履歴 事項証明書」又は「現在事項証明書」

④ 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、減価償却明細表、利益処分（損失処理）計算書等。貸借対照表及び損益計算書に関しては、企業単体のほか、連結決算分も提出すること。

イ 受付期間：令和7年1月14日(火)から1月28日(火) 17:00まで

- (3) グループでプロポーザルに参加を希望する場合は、グループ構成表（様式1）を、「17 応募・照会先」に記載の宛先まで郵送または持参により提出してください。なお、提出期限は(2)イの受付期間と同じとします。

4 説明会

本委託業務について説明会は開催しません。

5 質問の提出及び回答方法

本事業に関する質問事項は香川県電子申請・届出システムにより受け付け、正当な利害を害するおそれのあるものを除き、隨時、香川県公式ホームページに回答を掲載します。

(1) 受付期限 令和7年2月21日(金) 17:15まで

(2) 提出方法 下記URLから提出してください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=8076

(3) 回答の掲載先 下記において掲載します。

ホーム > 組織から探す > 環境政策課 > 環境保全活動 > 県の取組み

https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyoseisaku/hozan/ecooffice/0701_r6ppa_2nd.html

6 応募資格確認結果の通知及び提案書の提出要請

応募意思表明書等を提出した者全員に対し、応募資格の確認結果を書面で通知します。また、応募資格を有すると認めた者に対しては、あわせて提案書の提出を要請します。

(1) 通知期限：令和7年1月31日（金）

(2) 通知方法：参加申込書に記載されたアドレスへメールで通知します。

(3) 参考資料の交付

応募資格を有すると認めた者に対し、候補施設に関する参考資料を交付します。

参考資料の内容については仕様書を参照してください。

7 施設見学

応募資格を有する者のうち、希望者に対し候補施設の見学を実施します。

施設見学希望者ごとに見学日程を調整し、通知します。施設見学にあたっては、環境森林部環境政策課及び施設管理者の指示に従ってください。

見学期間は令和7年2月3日（月）～令和7年2月21日（金）の平日の予定です。

8 企画提案書の作成

仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成してください。

(1) 事業の実施内容（様式任意、力のみ提出資料の指定あり）

ア 実施方針

提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

イ 太陽光発電設備容量

・想定する太陽光パネルの仕様、個数及び全体の定格電力(kW)、パワーコンディショナの最大定格出力(kW)を記載すること。

・太陽光パネル及びパワーコンディショナの仕様を選定するうえで配慮した点を記載すること。

ウ 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

・対象施設における1年間の想定自家消費電力量(kWh)及び自家消費率を算定し記載すること。

・温室効果ガス排出削減量は、1年間の総量を算定し記載すること。なお、電力のCO₂

排出係数は、0.370kg-CO₂/kWhを使用すること。

エ 設備設置仕様

- ・太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。

オ 非常時・停電時に利用可能なシステム

以下の点を含め、非常時・停電時の利用方法を提案すること。

- ・非常時・停電時のシステム構成図
- ・非常時・停電時の利用、操作方法（特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）
- ・自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力（kW）

カ 電気料金の概算単価（以下「PPA単価」という。）及び発電設備導入前後の年間電気使用量シミュレーション

- ・PPA単価は事業期間中一定とし、県が提示した参考単価をもとに、消費税及び地方消費税を含む価格で提案すること。参考価格は、応募資格の確認後、対象者に提示します。
- ・年間電気使用量シミュレーションについては様式2にデータを入力すること。また、追加で提示する情報があれば任意様式にて記載すること。
- ・太陽光発電設備の整備に要した費用の一部について、国交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）に係るもの）を活用し、県から事業者に対して補助金を交付します。県が別途定める「県有施設太陽光発電設備整備事業(PPA)補助金交付要綱」により対象経費、交付要件等を確認のうえ、当該補助金の交付を受けることを前提としたPPA単価を提案すること。また、提案にあたっては、補助対象費用及び補助額を明記すること。

※補助上限額：23,000千円

(2) 事業実施体制（様式任意）

ア 事業実施体制図

イ 工事計画概要（設備導入工程表）、実施体制（本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載）、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール

ウ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制

エ 工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画

オ 故障、緊急時の対応体制図

カ 事業実施中のリスクに対する対策

損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。

キ 事業実施に関する保証

設備の導入、運転期間中及び撤去までにかかり設定するすべての保証内容

（以下の内容は任意）

ク 地域内の業者の活用の提案

(3) 留意事項

ア A4判を基本とすること。一部A3判の使用も認めますが、その場合は三つ折りにして

綴じてください。

イ 枚数に制限は設けませんが、提案書は簡潔にまとめること。文字は注記等を除き、原則として11ポイント以上の大きさとすること。また、ページに通し番号を付すこと。

ウ 通貨単位は円とします。

エ 表紙をつけ、表題を記載すること。

オ 商号又は名称は正本のみに記載することとし、その他の全ページにおいて、提案者を特定、識別できるような内容（商号、名称及び会社のロゴ等）は記載しないこと。

カ 専門的知識を有しないものでも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。また、専門用語を用いるときは注釈を付けること。

キ 提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めません。また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めません。

9 企画提案書の提出

応募資格要件に適合している通知を受けた者は、企画提案書提出届（様式3）、企画提案書、見積書（任意様式）及び提出物データを保存したCD-R等1部を、「17 応募・照会先」に記載の宛先まで持参又は郵送により提出してください。

(1) 受付期間：令和7年1月31日(金)から令和7年3月6日(木) 17:00まで

(2) 提出部数：正本各1部、副本各7部

10 企画提案書の審査

(1) 審査方法

提出された企画提案書をもとに、県が設置する選定委員会において、「11 審査基準」の評価項目に基づき各委員が評価した結果の合計点を各提案者の得点とし、得点の最も高い提案者を契約候補者として選定します。得点の最も高い提案者が2者以上いる場合は、選定委員会で協議の上、契約候補者を選定します。

(2) プрезентーション

審査に先立ち、企画提案書の提出者によるプレゼンテーション及び提出者に対してのヒアリングを実施します。

ア 実施方法 1者あたり25分（プレゼンテーション：15分、質疑応答：10分）

イ 実施日程 令和7年3月中旬（予定）

ウ 実施場所 オンラインを予定（Cisco Webex で接続）

エ その他

詳細については、企画提案書提出者に対し別途通知します。プレゼンテーション用に資料を作成する場合は、提出した企画提案書の内容に基づき作成するものとし、追加の内容を含めないこと。また、事前に資料を香川県電子申請・届出システムから提出すること。

(3) 審査結果の通知

候補者決定後、審査結果を通知します。なお、審査の経過については公表しません。

11 審査基準

別紙2「審査基準」のとおり。

12 失格要件

企画競争参加申請書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、又は事業予定者としての選定を取り消すものとします。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなった場合
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなった場合
- (4) 他の提案者と提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (5) 提出した企画提案書の内容が仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められる場合
- (6) その他、失格に相当する事由があると選定委員会が判断した場合

13 その他留意事項

(1) 著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属することとします。ただし、採用した提案書等の著作権は自治体に帰属することとします。

イ 提案者は、自治体に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとします。

ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ自治体に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

エ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、自治体情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合があります。

(2) 提出された企画提案書は返却しません。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めません。

(3) 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しません。

(4) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とします。

(5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るために自治体と事業予定者の協議により、内容の一部を調整する場合があります。

14 契約書作成の要否

要します。

15 電子契約の可否

否とします。

16 契約の相手方

香川県環境保健研究センター

17 応募・照会先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県環境森林部環境政策課カーボンニュートラル推進室（香川県庁東館2階）

Tel : 087-832-3216

電子メール：kankyoiseisaku@pref.kagawa.lg.jp

※持参による提出物の受付時間は、平日10:00～17:00とします。

18 スケジュール

令和7年1月14日(火) 公告開始、応募意思表明書受付開始

1月28日(火) 公告終了、応募意思表明書受付締切

1月31日(金) 応募資格要件の確認結果通知、企画提案書受付開始

2月21日(金) 質問受付締切

3月6日(木) 企画提案書の提出期限

3月中旬 提案審査会・ヒアリング（予定）

3月下旬 審査結果通知、協定書締結（予定）